資料１

司法書士会のADR（ODR）について

－　現状および執行力に関する考え方を中心として　－

日本司法書士会連合会

（報告担当）紛争解決支援推進対策部ODR対応ワーキングチーム　座長　山田　茂樹

1　現状

（1）ADRについて

● 司法書士会の単位会としての、認証紛争解決機関は31団体（令和2年12月1日現在）※1。
　⇒ 全国各地センター設置ではなく、いくつかの拠点集中型を検討すべきとの意見もある。

● 対面方式が基本
　⇒ ウェブ会議方式等を採用する単位会も存在。

● 当事者との対話の促進、信頼関係醸成を重視

（2）ODRについて

● 2020年12月4日、日本司法書士会連合会を主体として、『司法書士による賃貸住宅トラブルのオンライン紛争解決（無料チャット相談・無料チャット調停）』試験運用（ODRトライアル・プロジェクト）開始。※2

※1　各司法書士会におけるADR機関（司法書士会調停センター）の状況については以下を参照されたい。
https://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/var_consulting/

※2　https://www.shiho-shoshi.or.jp/other/topics/info_list/51671/

2　執行力付与について

（１）執行力付与に関するさまざまな意見及び事例

●　認証紛争解決機関である各地の単位会、当連合会の関連WT内において出された主な意見や報告をまとめると、以下のとおり、肯定的・否定的いずれもみられる。

【否定的】

a　執行力の付与となれば**手続きは重厚**になり、「それなら裁判所の手続きを選択する」ということにならないか。

b　当事者間の対話を促進し、信頼関係を醸成することで、**自発的な履行を促すのがADRとして好ましい**のでは。

c　執行力の付与を恐れて、ADRに応諾しない相手方が想起され、この場合**貴重な話し合いをする機会を失う**ことにならないか。

【肯定的】

d　執行力を付与することにより、**裁判手続における事務的・時間的・経済的負担も軽減できる可能性**が拡大する（例えば、不動産の相続における遺産分割調停事案において、民間ADR機関で合意した場合、当該合意書だけでは相続登記ができない）

e　**合意成立後に、即決和解、公正証書**（執行受諾文言付）**の作成**を行うことになったケースがあった。

f　調停の利用希望申込、あるいは、法14条に基づく説明段階で、手続きには、**執行力がない旨を説明したところ、当事者が手続きの利用を選択しなかった**ケースがあった。

（２） 執行力に関する考え方（上記（１）をふまえて）

【考え方１】 特定の事件を対象として、執行力の付与をすべきではないか。

- 一定の事件類型（登記関連等）については、執行力付与の必要性が存在（ｄ）。
- 執行力付与の有無を、手続き選択の判断要素にするケースの存在（ｆ）
- 但し、すべての事件を対象とするのでは、応諾率の低下（ｃ）、ADR独自の良さを活かせない（ｂ）等の懸念も存在。
- 対象事件は、現状をふまえ※、例えば、①当事者の意思（当事者の選択の機会付与）、②事件類型などにより、絞込みを行うことが考えられるのではないか。
- なお、上記絞込みに際しては、既存の様々な履行確保手段が、「執行力付与」の代替手段として消去法的に選択されている手段であるか否かについても留意する必要があるのではないか。

【考え方２】 現在各ADR機関において履行確保に向けて行われている対応※や今後導入を検討している「執行力付与」以外の方法につき、これらを実行するための課題（法律上等）を抽出し、課題解決に必要な対応をすべきではないか。

- 例えば、ADR（ODR）手続き内で、合意内容に基づく履行が終了するのであれば、「執行力の付与」まで要しないと考えられる（例えば、金銭請求事件につき手続き内で支払いを完了させる）。
  この際、金銭支払いにつき、ODRにおいて、その手続き内で履行を行う場合の、法律上（例えば資金決済法）等の課題についても抽出すべきではないか。

※ 例えば、①合意成立時に支払うべき金銭を持参した事案、②建物明渡請求につき、合意成立後、明渡期日に調停人が現場に立ち会い、その後合意書への署名押印を行った事案、③遺産分割調停事案につき、合意内容に沿った具体的な遺産承継手続きが当事者には困難であったため、その後専門職に引き継いだ事案（手続上のアシスト）などがある。

以上

日本司法書士会連合会